

児童虐待事案への対応

●発見のポイント<子どもの様子から虐待の兆候を見逃さない>

- ・打撲跡や傷などがある。
- ・家に帰りがたらない。
- ・著しい成績の低下が見られる。
- ・体育や身体測定時に欠席をする。
- ・不自然なけが、繰り返すけががある。
- ・虚言や自暴自棄な言動が多い。
- ・季節にそぐわない服装をしていたり、衣服が汚れたりしている。
- ・長期休み後に体重の減少が見られる。
- ・親子でいるときと、そうでないときの表情が大きく違う。



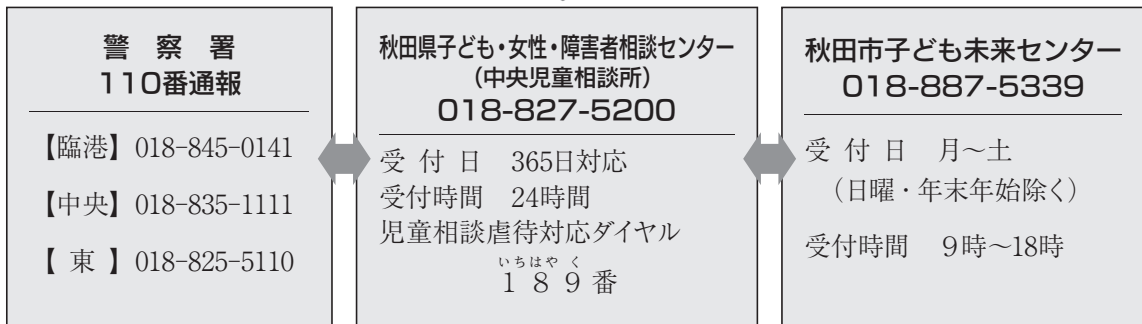
●情報共有のポイント

子どもの命が最優先 ~ためらうことなく通告！~

虐待が疑われる場合は、子どもの命を守ることを第一に考え、管理職が窓口となって、秋田県子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）または子ども未来センターに通告します。

子どもの安全確保が必要な場合は、速やかに警察にも通報します。通告は、「子どもと保護者を守る支援を開始する手続き」です。

- ・虐待が疑われる子どもの保護者等から虐待や通告についての問い合わせがあった際には、職務上の守秘義務を根拠に情報提供を断ります。
- ・虐待を受けたと思われる子どもを認知した場合、学校は通告する義務があることを必要に応じて保護者に丁寧に説明し、保護者と連携して子どもの成長を見守っていくことを伝えます。



- \* 通告時には、その後の子どもの保護について、指示を受けます。
- \* 虐待事案を把握した際には、必ず、教育委員会（学校教育課）へ報告します。

●支援のポイント<通告後も、関係機関と役割分担を明確にし、情報や方針を共有する>

子どもへの支援

- ・必ず守ることを伝え、安心感を与える。
- ・子どもが感情を表に出せるよう、受容的な態度で接する。
- ・別室を活用するなど、思っていることを話しやすい場や機会を設ける。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラー等の活用を勧める。

保護者への支援

- ・考えや気持ちを受容し、一緒に考え、関わっていく意思を伝える。
- ・信頼関係を築く中で、専門機関への相談を勧める。
- ・精神疾患の疑いがある場合は、市福祉保健部健康管理課等の助言を受け、状況に応じた支援をする。

# 食物アレルギーに関する危機管理

＜参照：「学校における食物アレルギー対応の手引  
(秋田市教育委員会)」令和2年11月改訂＞

## ●誤配・誤食防止に向けたチェックリスト

活動		チェック項目
給食開始まで		<input type="checkbox"/> 家庭からの連絡の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応のある子どもが欠席している場合は栄養教諭等へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 対応食の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 弁当持参の有無を確認する。
給食の時間	準備	<input type="checkbox"/> 献立表などを用いて、今日の給食で食べられるものや食べられないものを本人に確認させる。 <input type="checkbox"/> 献立確認書をもとに、対応食の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 給食当番に対応食の有無について、声かけをするなどして注意喚起する。 <input type="checkbox"/> 対応食が本人宛のものかを食札で確認する。 <input type="checkbox"/> 対応食が本人に配食されたか確認する。 <input type="checkbox"/> 対応食を提供されている子どもに、おかわりできないことを確認する。 <input type="checkbox"/> 「いただきます」まで、対応食のラップ等はずしていないか確認する。
	食事	<input type="checkbox"/> 周りの子どもからの食物摂取（誤食）がないよう観察する。
	片付け	<input type="checkbox"/> 牛乳パックや食器に残ったアレルゲンが、子どもの手指などに付着していないか確認する。 <input type="checkbox"/> 子どもの食後の健康状態を観察する。
昼休み5校時		<input type="checkbox"/> 子どもの健康状態を観察する。

## ●緊急時の対応



## ●危機管理意識の向上

- 異物混入事案は、調理工程での混入だけでなく教室等での混入のリスクが高いため、細心の注意を払う。
- 校内対応マニュアル等を作成し、定期的に確認する機会を設けたり、研修会を実施するなどし、未然防止や迅速な対応に万全を期す。

## ●教室内の整理整頓

- 不要となった物は処分し、クリップ、画鋲や釘、ねじ等は適切に収納する。
- 机や椅子、授業で使用する教材等の学校備品については、特に、ねじや小さな部品等の欠損や紛失がないか注意する。

## ●配膳時の留意点

### 【給食当番】

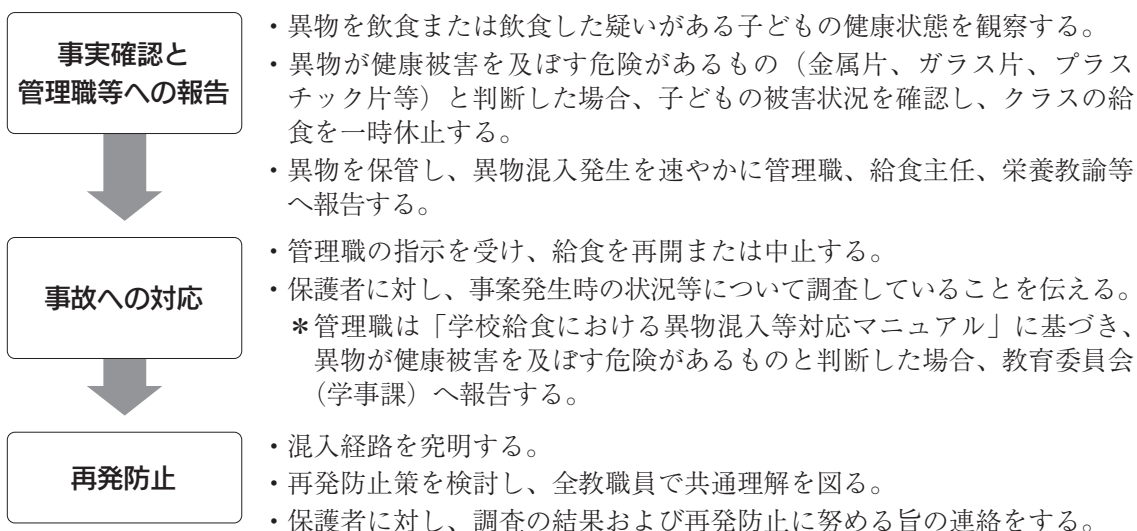
- 必ず学級担任等が立ち会い、給食当番の活動を指導する。
- 学級担任等は、正しい身支度を指導する際、次の項目について確認する。
  - ・衛生的な服装をしている。特に、衣類の袖口に付着物や汚れがないことを確認する。
  - ・ヘアピン、安全ピン、体操着のファスナーなど、子どもが普段から身に付けている金属類について十分注意する。
  - ・当番が手指のケガにより絆創膏等をしている場合は、食品の盛り付けを行わせないなど、当番の分担に配慮する。
- はじめに、飯椀や汁椀を下向きに重ねる。また、異物や破損等がないことを確認しながら盛り付けさせる。
- 飯缶や食缶、ボウル等に、異物混入がないか全体を目視し異常が無いことを確認してから配膳させる。



### 【給食当番以外の児童生徒】

- 異物となりやすい、鉛筆およびシャープペンシル、ホチキス、裁縫道具などの学習用具は適切に収納させる。
- 配膳前および配膳中は、静かに着席させる。

## 異物混入が発生した場合の対応



## ●危機管理意識の向上

- 個人情報を収集する際は、その目的を明確にするとともに、収集した個人情報は原則として、目的の範囲を超えて取り扱うことはできないことを、全職員で確認する。
- 個人情報の取扱いに関するチェックシートを作成して定期的に確認する機会を設けたり、校内研修会を実施したりする。
- 職員室には、不特定多数の人が入室することを踏まえ、常に机上の整理を心がける。
- パソコン、タブレット端末での作業を中断し離席する際には、端末に操作ロックをかけるなど、容易に閲覧されないよう情報の管理に万全を期す。
- 情報への不正アクセスを防止するため、IDやパスワードのメモをパソコン、タブレット端末のそばに置かない、パスワードは簡単に推測できない設定にするなどの対策を講じる。
- スマートフォンを使用する際は、パスワードや個人認証機能を活用し、情報漏洩を防ぐとともに機器の管理に細心の注意を払う。
- 保護者に対し、学校行事等で撮影した画像データなどの適切な管理について協力を依頼する。

## ●電子データの適切な管理

- 私物のパソコン、タブレット端末および電磁的記録媒体（USBメモリ等）を校内に持ち込まない。
- 公用の電磁的記録媒体は、施錠できる金庫等に保管し、職務上必要と認められる場合にのみ使用する。その際は管理簿に使用者および使用期間等を記載し、記録する。使用後は、電子データを完全に削除し、速やかに返却する。
- 電子データは、その重要性を判断した上で、データセンター内の校内共有フォルダまたは校内サーバー（NASを含む）のいずれかに保存する。
- 個人情報を含む、機密性の高い電子データを保存する場合は、パスワードを設定する。
- 市立小・中学校間の情報通信には、校務支援システムを使用する。

## ●紙媒体からの流出の防止

- 個人情報を含む電子データを紙媒体に出力した際は、使用後速やかに回収し、処分するなど適切に管理する。また、手書きのメモであっても取扱いには十分注意する。
- 紙媒体による児童生徒名簿は、適切な方法で保管・管理するとともに、年度末などの使用後は、確実に回収・廃棄を行う。

## ●サイバー攻撃、ウイルス感染への対策

- ホームページへのログインパスワードは定期的に変更する。また、ホームページに改ざんなどの異常がないか日頃からチェックを行う。
- 心当たりのない送信元からのメールや安全性が疑われるメールは、開封をせず、完全に削除する。また、誤って開封した場合は、電源を切らず、直ちにLANケーブルを抜く。

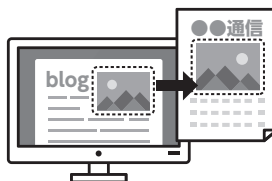
### 個人情報、著作権の取扱いにあたって

学校は、児童生徒や保護者等の個人情報を取り扱うとともに、資料の作成などで様々なデータや作品を利用する機会が多いため、教職員一人ひとりが個人情報保護法や著作権法などの法令を正しく理解し、遵守することが求められます。

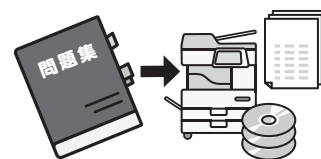
(法令で禁止されていることの例)



- ・利用目的に明記していない団体等に名簿を提供する。



- ・著作権者の許諾を得ずに、インターネットで検索した画像を各種通信に利用する。



- ・著作権者の許諾を得ずに、ドリルや教材、ソフトウェア等をコピーして利用する。



## 交通事故や不審者事案への対応

交通事故への対応	不審者事案への対応
<b>正確な事実の確認</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場に出向き、事故の状況を確認するとともに、保護者の同意の上で現場検証に立ち会うなど、可能な限り情報を収集する。</li> <li>○保護者の了承のもと、搬送先の病院を訪問し、子どもの状況についての情報を得る。</li> <li>○現場の状況とともに、事実を時系列で確認する。(事故の状況や原因等が不明な場合は、所管の警察署に問い合わせ、情報を得る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害にあった子どもの心情に配慮しながら、不審者の特徴について、丁寧に聞き取る。(服装、髪型、背格好、車の特徴等)</li> <li>○被害にあった現場の状況とともに、事実を時系列で整理する。</li> <li>○保護者に、警察への通報を依頼する。その際、事情聴取があることを事前に知らせる。</li> <li>○学校が通報する場合には、必ず保護者の了承を得る。</li> </ul>
<b>子どもの状況把握と心情に配慮した対応</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察への通報や病院の受診をしていない場合には、今後想定されるトラブルや、体調の急激な変化の可能性について説明し、通報および受診を勧める。</li> <li>○事故現場の状況によっては、応急処置をしたり、救急車に同乗したりするなど、子どもに寄り添い、心身のケアに努める。</li> <li>○保護者の了承のもと、搬送先の病院を訪問し、心のケアに努める。</li> <li>○必要に応じ、カウンセリングを勧める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事案によっては、役割を分担して組織で対応する。</li> <li>○警察へのパトロールや、見守り隊への見守りの依頼、教職員の登下校指導等により、子どもと保護者の不安解消に努める。</li> <li>○不審者の声かけ、つきまとい、不審行動等から自身の身を守る適切な行動の仕方について、再度、子どもに指導する。</li> <li>○保護者の了承のもと、家庭訪問や電話連絡を行い、子どもの心のケアに努める。</li> <li>○必要に応じ、カウンセリングを勧める。</li> </ul>
<b>被害拡大および再発の防止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○たよりや一斉メール配信による保護者への注意喚起を行う。</li> <li>○集会や学級活動等により、全校の子どもへの注意喚起を行う。</li> <li>○見守り隊に協力を依頼する。</li> <li>○職員による巡回指導やP T A生活安全部員等による見守りを行う。</li> <li>○学区内の危険箇所や事故現場について記録し、再発の防止に努める。</li> <li>○事故に遭遇した場合の対応について、日頃から指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手に対して、安易に「大丈夫」と言わない。</li> <li>・警察や保護者への連絡を依頼する。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○たよりや一斉メール配信による保護者や見守り隊への協力を依頼する。</li> <li>○「秋田っ子まもるメール」の配信の可否について保護者の了承を得る。</li> <li>○近隣小・中学校に情報提供をする。</li> <li>○職員による巡回指導を行う。</li> <li>○警察へパトロールを依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*個人を特定されないよう、情報提供の際は十分に配慮する。</li> </ul> </li> <li>○不審者に遭遇した際の対応について、日頃から指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険を感じたら、その場を離れる。</li> <li>・すぐに保護者や学校へ伝える。</li> <li>・保護者に対し、休みの日でも警察や学校に報告するよう周知する。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## いじめ防止チェックリスト

いじめの認知件数が0の場合は、このことを子どもと保護者に周知することとしています。また、学校運営協議会などにおいて、認知件数やいじめ防止の取組について説明することが必要です。

### ●未然防止に向けて

#### 【指導体制】

- 管理職のリーダーシップのもと、学校全体で対応する体制が確立している。
- 「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について、全職員で共通理解が図られている。
- いじめに関する情報等が、管理職をはじめ複数の教職員で共有されている。
- 「学校いじめ防止基本方針」を全職員で確認するとともに、適宜見直している。
- いじめ対策の取組について、共通理解を図るための校内研修を実施している。
- 組織を活用し、P D C Aサイクルにより取組を検証している。
- 対応の記録を蓄積し、次年度の学年や学校に確実に引き継いでいる。

#### 【日常の指導】

- 学年、学級、部活動などにおいて、心の通う人間関係の醸成に努めている。
- 子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促している。
- 全教育活動を通じた、全校体制による道徳教育を推進している。
- 子ども主体によるいじめの未然防止の取組を推進している。
- 情報モラルやネットトラブルの防止に関する指導を行っている。
- 教職員が自らの言動について細心の注意を払っている。

### ●早期発見のために

#### 【教育相談体制】

- 教師と子ども、教師と保護者の信頼関係づくりに努めている。
- 困りごとや悩みを誰に（どこに）相談するとよいのかを子どもや保護者に具体的に伝えている。
- 子どもの様子を意図的・計画的に観察している。
- 子どもの変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制が確立している。
- ささいな兆候であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知している。
- 定期的に面談やアンケート調査などを実施している。

### ●いじめへの対応にあたって

#### 【初期対応】

- 他の業務に優先し、対応している。
- いじめを受けた子どもの安全確保に努めている。
- 「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげている。
- いじめを受けた子どもや保護者の心情に配慮して対応している。
- 複数の職員による迅速で正確な事実確認に努めている。
- 事実関係を明らかにし、それまでのいじめの背景を踏まえて対応している。

#### 【支援体制】

- 「学校いじめ対策委員会」により、対応方針および役割分担等を明確にしている。
- 保護者に事実や対応方針等を伝え、理解や協力を得ている。
- いじめた子どもの成長を促す指導と心のケアに努めている。
- 「観衆」「傍観者」も含めた集団全体への指導に努めている。
- 保護者に対応の経過や事後の子どもの状況等について情報提供している。
- 解消後も安心して学校生活を送ることができるよう継続的に支援している。
- 教育委員会および関係機関との連携のもとで対応している。

### ●家庭や地域との連携を密に

- 「学校いじめ防止基本方針」および「学校いじめ対策委員会」の取組について、家庭や地域に情報提供している。
- P T Aや学校運営協議会などにおいて、いじめ防止等の取組や連携のあり方について点検・評価を受けたり、協議したりする機会を設けている。
- 校内外の相談窓口について、家庭や地域に周知を図っている。